

(2) 協議事項

ア 専門的知見の活用について

(3) 調査事項

ア 事務事業調整に係る各部会への調査の実施について

※使用資料は、任意協議会提示資料等

平成29年 9 月 13 日

目 次

<協議事項>

専門的知見の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

<調査事項>

事務事業調整に係る各部会への調査の実施について・・・・・・・・ 3

(2) 協議事項

ア 専門的知見の活用について

①テーマ 中核市移行に係る分析等

②依頼先 辻 琢也 教授（国立大学法人 一橋大学 副学長）

高田 寛文 教授（国立大学法人 政策研究大学院大学 教授）

③調査依頼期間 議決後（平成29年10月6日）から平成30年2月16日まで

④手続等

打診等：依頼先相手方へ打診をし、了承得る。（平成29年9月4日）

議案確認：議会運営委員会へ議題として資料提示

議決等：9月定例会最終日で専門的知見の活用について議決

依頼：議決後速やかに

⑤関係事務調整

○中核市等先進市への調査

対象：中核市21市、中核市移行見送り市2市、新規指定申請市1市

調査期間：平成29年8月中旬から9月中旬まで

取りまとめ：回答後速やかに11月初旬までを目途に取りまとめる

その後、調査特別委員会で結果報告

⑥専門家への分析依頼

依頼に係るデータの提供として、上記、中核市等先進市への調査結果や任意協議会結果等の関係資料を提供する。

⑦提案理由

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会は、平成28年10月21日設置の「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会」に先立ち平成28年6月28日の定例会本会議において設置目的の調査が終了するまでの期間において設置するものとされたものである。

本調査特別委員会設置以後、任意協議会の協議状況を見据えつつ、他市事例の調査や「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』について」を調査事項とした地方自治法及び小田原市議会基本条例の規定に基づく専門的知見の活用を実施し専門家による知見を得たこと、また市議会シンポジウムを同時開催し参加された市民等からの意見、考え等もアンケートにより得るなどし、この間、16回開催してきたものである。

またなお、任意協議会においては関係職員の御尽力もあり、南足柄市との合併を主眼に置いた各事務事業調整も終了し、任意協議会としての協議結果が出され、市民説明等が行われている状況であります。

今後は、この合併を是とする判断がなされた場合、法定協議会の設置も予定されること。また、近い将来には中核市への移行についても協議がされることが考えられる。

そこで、本調査特別委員会では、中核市移行に係る様々な分析、調査をすることが必要であることから、地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用を行うものとする。

⑧提案内容

(案) 表

議員提出議案第〇〇号

地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用について（中核市移行に係る分析等）

平成29年10月6日提出

提出者	小田原市議会議員	今村洋一	㊦
〃	〃	篠原弘	㊦
〃	〃	安野裕子	㊦
〃	〃	鈴木和宏	㊦
〃	〃	武松忠	㊦
〃	〃	田中利恵子	㊦
〃	〃	木村正彦	㊦
〃	〃	井原義雄	㊦

(案) 裏

地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用について（中核市移行に係る分析等）

本議会は、地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定により、次のとおり調査を依頼するものとする。

1. 調査事項 中核市移行に係る分析等
2. 調査期間 平成29年10月6日から平成30年2月16日まで
3. 調査を依頼する者 東京都国立市中2丁目1番地
国立大学法人 一橋大学 副学長 辻 琢也
東京都港区六本木7丁目22番1号
国立大学法人 政策研究大学院大学 教授 高田寛文

(3) 調査事項

ア 事務事業調整に係る各部会への調査の実施について

■調査の実施について

前回（7月4日）開催の調査特別委員会において、任意協議会で実施された3,270件の事務事業調整内容について、合併した場合のスケールメリットや行財政改革の効果を見出すための具体的調整内容について、部会別に集中的に調査することとした。

■部会・分科会における事務事業調整の方針

(1) 基本的な方針

合併に関する検討は行財政基盤の強化を主たる目的としており、事務事業の調整にあたっては2市のこれまでのまちづくりや地域特性、歴史、経緯を尊重しつつ、合併した場合のスケールメリットや行財政効果により、財政効果が確保できるよう次の基本原則に基づき調整を行う。

(2) 基本原則

①健全な財政運営・行政改革の推進

新市において、健全な効率的な行政運営が可能となるよう、現在及び今後の社会情勢の動向等も踏まえ、行財政改革の視点から事務事業の妥当性・必要性について十分に検討を行い、調整に努める。

[具体的な調整方針]

◇両市で類似する事業はできる限り整理・統合する。

◇両市の事務事業の統合にあたっては、現状の2市の決算額の合計の範囲内で実施できるよう調整に努める。

◇抜本的な事務事業の見直しを行い、必要性に乏しい事務事業については廃止・縮小する。

②適正規模基準

新市の人口、面積等の規模に見合った適正な事務事業を進める必要があることから、県内の施行時特例市（平塚、茅ヶ崎、厚木、大和）などの規模的に類似した団体の状況を調査し、適正な規模の事務事業となるよう調整に努める。

③一体性の確保

市民生活に混乱や支障をきたすことのないように、速やかに一体性を確保できるよう調整に努める。なお、合併時の統合・再編を原則とするが、これまでの経緯や財政的観点等から速やかな事務事業の統合が困難な場合は、統合する期限を明確にする。

④負担の公平

使用料・手数料や地方税など市民が直接負担するものについては、市民に不公平感を与えないよう十分配慮し、行政サービス格差を生じないよう調整に努める。なお、一方の市の市民にとって、急激な負担増となる場合は、段階的な統合も考慮に入れる。

⑤市民サービスの向上

市民サービスの水準に差異があるものについては、サービス水準や内容等を十分に検討し、より効果的な方法で市民サービスの向上が図られるよう調整に努める。

⑥地域特性の尊重

2市の地域性を踏まえ実施されてきた固有の事務事業については、地域の歴史、文化等に配慮するとともに、地域の魅力を活かしたまちづくりの実現に向け、他の原則との整合性に留意しつつ、可能な限り尊重に務める。

■日程等

委員会開催日	対象部会名称	通告 締切日	＜参考：各事務事業数＞			
			A ランク	B ランク	C ランク	合計
8月28日 (月)	環境部会	8月23日	46	15	159	220
	経済部会		148	30	252	430
9月13日 (水)	都市部会	9月7日	64	0	190	254
	建設部会		39	2	135	176
	下水道部会		21	0	47	68
	水道部会		19	2	62	83
	防災・消防部会		28	0	32	60
	福祉・医療部会		225	15	337	577
10月5日 (木)	文化部会	9月29日	89	26	116	231
	子ども・青少年部会		81	14	95	190
	教育部会		67	15	164	246
11月1日 (水)	市民部会	10月26日	82	18	67	167
	総務・財務部会		79	23	213	315
	企画部会		56	3	141	200
			1,044	163	2,010	3,217

上記3, 217件の事務事業（A、B、Cランク）から、調査する事務事業を抽出する。
抽出した項目について質疑等により調査・確認する。